フランスの県議会議員選挙制度改正 一パリテ2人組投票による男女共同参画の促進—

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

- I 旧制度の概要及び課題
 - 1 改正前の県議会議員選挙制度
 - 2 旧制度の課題
- Ⅱ パリテ2人組投票
 - 1 パリテ2人組投票の概要
 - 2 一部違憲判決

おわりに

翻訳:選挙法典(抄)

はじめに

フランスでは、男女共同参画を表す語として、「パリテ(parité)」が用いられる。この語は一般に「同等」などを意味するが、男女共同参画の文脈では「男女同数」を意味する。憲法第1条第2項は、「パリテ条項」と呼ばれ、政治分

野の男女共同参画を法律により促進する旨が規定されている(1)。このパリテ条項を具体化した法律が、「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日の法律第2000-493号」(以下「パリテ法」)である。このパリテ法とその後の数度の法改正により、パリテの実現を目指す選挙制度が整備されてきた。しかし、県議会に占める女性議員の割合はいまだ小さいままである。

このような状況を改善するために、2013 年 5 月 17 日に、県議会議員選挙制度が改正された。この新制度は、男女 2 人組で立候補し、各選挙区から 1 組を選出するパリテ 2 人組多数代表 2 回投票制(scrutin binominal paritaire majoritaire à deux tours)(以下「パリテ 2 人組投票」)という他に類を見ないものである⁽³⁾。この改正は、「コミューン⁽⁴⁾議会議員、広域連合議員⁽⁵⁾及び県議会議員の選挙に関する 2013 年 5 月 17 日の組織

- * 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス目は、2014年5月30日である。
- (1) 2008年の憲法改正により、経済・社会分野に関する男女共同参画の促進に関する規定も追加された。改正後の憲法第1条第2項の規定は、「選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される」となった。経済・社会分野に関する男女共同参画については、服部有希「フランスにおける取締役会等へのクォータ制の導入―ポジティブ・アクションによる職業上の男女平等―」『外国の立法』no.257, 2013.9, pp.3-19. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 8301165 po 02570002.pdf?contentNo=1〉参照。
- (2) Loi n° 2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives. 同法については、鈴木尊紘「フランスにおける男女平等政治参画―パリテに関する 2007 年 1 月 31 日法を中心に一」『外国の立法』no.233, 2007.9, pp.157-169. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000300_po_023307.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉; 糠塚康江「フランスにおけるパリテ―女性の政治参画推進の技法―」『国際女性』 27 号, 2013.12, pp.74-77 参照。
- (3) チリの下院議員選挙は、必ずしも男女 2 人組である必要はないが、2 人で立候補し、各選挙区から 2 人ずつが 選出される点では、フランスの新制度と類似している。しかし、この 2 人が必ず一緒に当選するわけではなく、いずれかが落選する場合もある点で異なる。Michel Delebarre, *Sénat session ordinaire de 2012-2013 Rapport*, n° 250, 19 décembre 2012, p.33. 〈http://www.senat.fr/rap/l12-250/l12-2501.pdf〉
- (4) コミューン (commune) は市町村に相当する。ただし、日本のような市町村の区別はない。
- (5) 広域連合議員 (conseiller communautaire) は、行政上の協力等を目的として複数のコミューンで組織される広域連合であるコミューン間協力公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale: EPCI) の議会の議員である。

法律⁽⁶⁾ 第 2013-402 号」⁽⁷⁾ (以下「組織法律第 2013-402 号」)及び「県議会議員、コミューン議会議員及び広域連合議員の選挙並びに選挙日程の変更に関する 2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-403 号」⁽⁸⁾ (以下「法律第 2013-403 号」)によるものである。これらの法律は、主に、「選挙法典」(Code électoral)や「地方公共団体一般法典」(Code général des collectivités territoriales)の規定を改正するものである。その内容は、パリテ 2 人組投票の導入だけでなく、コミューン議会議員及び広域連合議員の選挙制度に関する様々な改正も含む⁽⁹⁾。

本稿では、これらの改正のうち、パリテ2人 組投票の導入に焦点を絞り、その背景及び概要 を紹介する。末尾には、県議会議員選挙制度に 関する選挙法典法律の部第1編第3章「県議会 議員選挙に関する各則」(L. 第 191 条から L. 第 224 条まで)の翻訳を付す。

I 旧制度の概要及び課題

フランスには、州、県及びコミューンの3層の地方公共団体がある⁽¹⁰⁾。いずれも議会を有し、その議長が地方公共団体の首長も兼務する。県は、海外の領土にあるもの⁽¹¹⁾を含めて101あり、2013年2月時点で計4,052人の県議会議員がいる⁽¹²⁾。

1 改正前の県議会議員選挙制度

改正前の県議会議員選挙制度は、1871年に確立⁽¹³⁾し、以後 150年近く、大きな改正がなかった⁽¹⁴⁾。その方式は、小選挙区多数代表単記 2 回投票制(scrutin majoritaire uninominal à deux tours)

- (6) 組織法律(loi organique)は、憲法と通常の法律の中間に位置する法律で、公権力の組織、運営等について、 憲法の規定を明確化するものである。
- (7) Loi organique n° 2013-402 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers municipaux, des conseillers communautaires et des conseillers départementaux.
- (8) Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral.
- (9) コミューン議会議員選挙については、拘束名簿式比例代表2回投票制の適用対象が人口3,500人以上のコミューンから、人口1,000人以上のコミューンに拡大した(人口1,000人未満のコミューン議会議員選挙は非拘束名簿式)。広域連合議会議員選挙には、直接選挙が導入された。詳細は、服部有希「フランスにおける2010年の地方公共団体改革」『外国の立法』no.260, 2014.6, pp.36-37. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8677796_po 02600004.pdf?contentNo=1〉参照。
- (10) フランスの地方行政制度の沿革については、服部有希「フランス―単一国家における分権化改革―」『総合調査報告書 21世紀の地方分権―道州制論議に向けて―』(調査資料 2013-3) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014, pp.98-101. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8434101_po_20130308.pdf?contentNo=1〉を参照。
- (11) 海外にある県は、グアドループ(Guadeloupe)、マルティニーク(Martinique)、フランス領ギアナ(Guyane)、レユニオン(Réunion)、マヨット(Mayotte)の5つで、憲法第73条に規定する海外県(département d'outre-mer: DOM)である。これらは、県であると同時に州(海外州(région d'outre-mer: ROM))でもあるため、「海外県及び海外州(département et région d'outre-mer: DROM)」と呼ばれる場合もある。ただし、仏領ギアナ及びマルティニークは、2015年の3月から、州と県の組織機構を統合した特殊な地方公共団体となる予定である。これに伴い、州議会と県議会も統合され、1つの議会となる(「フランス領ギアナ及びマルティニークの地方公共団体に関する2011年7月27日の法律第2011-884号(Loi n°2011-884 du 27 juillet 2011 relative aux collectivités territoriales de Guyane et de Martinique)第21条)。新議会の選挙方法は、州と同様の拘束名簿式比例代表制となる(選挙法典 L. 第558-4条及び L. 第558-8条)。
- (12) Direction générale des collectivités locales, *Les collectivités locales en chiffres 2013*, 2013, p.70. (http://www.colle ctivites-locales.gouv.fr/files/files/Publication globale%281%29.pdf)
- (13) 「県議会議員に関する 1871 年 8 月 10 日の法律」(Loi du 10 août 1871 relative aux conseils généraux)による。
- (14) Projet de loi relatif au calendrier électoral, à l'élection des conseillers départementaux au scrutin binominal majoritaire et portant diverses dispositions de droit électoral Étude d'impact, 26 Novembre 2012, p.12. (http://www.senat.fr/leg/etudes-impact/pjl12-166-ei/pjl12-166-ei.pdf)

である。各県を複数の選挙区に分割し、各選挙 区から1名が選出される。

県議会議員の選挙区は、「カントン(canton)」と呼ばれる。カントンは、選挙区であると同時に、県より下位でコミューンよりも広域の行政区画でもある。県の下位に、郡(arrondissement)があり、その下位にカントンがあるため、「小郡」と訳されることもある。ただし、郡及びカントンに法人格はない。以下、本稿では、カントンを「県議会議員選挙区」と訳す。

投票は、最大で2回行われる。第1回投票で 当選者が確定するには、有効投票数の過半数か つ登録選挙人数の4分の1以上の票が必要とな る(選挙法典L.第193条)。この要件を満たす 者がいない場合に限り、第2回投票が行われる。 第2回投票に進むことができるのは、登録選挙 人数の12.5%以上の票を得た者である。ただし、 この要件を満たす者が1人しかない場合には次 点の者も第2回投票に進む。また、この要件を 満たす者が1組もなければ、上位2人が第2回 投票に進む(選挙法典L.第210-1条)。第2回 投票で相対多数を得た者が当選となる(選挙法 典L.第193条)。

2 旧制度の課題

(1) 県議会議員選挙におけるパリテ

2000年のパリテ法制定以降、各選挙にパリテ確保のための仕組み(以下「パリテ規制」)が導入された。しかし、県議会に占める女性議員の割合は、直近の2011年の選挙後で13.9%に過ぎない(表1参照)。これは、他の選挙に比べて、県議会議員選挙に適用されるパリテ規制が効果的でないためである。

パリテ規制のうち、最も厳格で成果が大きい ものは、拘束名簿式比例代表制(以下「拘束名 簿式」) に適用されているものである。その仕 組みとは、候補者名簿の登載順を男女交互とす るよう義務づけるものである。当選者は、登載 順に決定するため、複数の議席を得た名簿から は、必ず女性議員が選出されることになる。こ の制度が適用される州議会や人口 1,000 人以上(15) のコミューン議会では、パリテ法制定以前と比 べて女性議員が増加し、その割合は50%に近 づいている。欧州議会議員選挙は、拘束名簿式 だが、例外的に、パリテ法制定以前からすでに 女性議員の割合が大きかった。また、県を選挙 区とする上院議員選挙は、定数3以上(16)の選挙 区のみ拘束名簿式である。 定数 2 以下の選挙区 は、多数代表制で、パリテ規制が適用されてい ない。なお、人口1,000人未満のコミューン議 会議員選挙は、非拘束名簿式完全連記多数代表 制(以下「非拘束名簿式」)で行われ、パリテ 規制が適用されていない。

これに対して、小選挙区制は各選挙区から1 人しか選出されないため、女性議員の増加に直 結するようなパリテ規制の導入が困難であった。 そこで、小選挙区制で行われる下院議員選挙で は、各政党の候補者における男女の人数差が開 くほど、政党助成金を減額する制度が採用され た。これにより、各政党に自発的な女性候補者 の擁立を促したのである。しかし、女性候補者 が増加したからといって、必ずしも女性議員が 増加するわけではない。また、減額をおそれず に男性候補者を多く擁立する政党や、女性候補 者を不利な選挙区に立候補させる政党なども あった⁽¹⁷⁾。このため、下院の女性議員の割合は、

⁽¹⁵⁾ 前掲注(9)参照。

^{(16) 2013} 年の「元老院議員選挙に関する 2013 年 8 月 2 日の法律第 2013-702 号」(Loi n° 2013-702 du 2 août 2013 relative à l'élection des sénateurs) により、4 名以上から 3 名以上に改正された。

⁽¹⁷⁾ Pascale Crozon, Rapport d'information, 7 mai 2010, pp.16-17. (http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/Rapport d information visant a renforcer 1 exigence de parite des candidat-2.pdf)

26.9% に留まっている。

県議会議員選挙は、同じく小選挙区制であるが、適用されるパリテ規制は下院と異なる。これは、無所属の候補者が多く、下院のような政党助成金の減額制度を適用し難いためである⁽¹⁸⁾。そのため、パリテ法制定当初、県議会議員選挙には、パリテ規制が導入されなかった。その後、2007年になり、候補者の補欠を異性の者とすることを義務づける制度⁽¹⁹⁾が導入されたものの、その効果は限定的であった。

(2) 県議会議員選挙区の人口格差

県議会議員選挙区は、1790年に、県と同時に設置された。1801年には、大きな区割りの変更があった²⁰⁰。その後、今回の改正に至るまで、人口の変化にもかかわらず、県議会議員選挙区の約5分の3は、一度も区割りを見直していなかった。そのため、同一県内の県議会議員選挙区間の人口格差が極めて大きくなっていた。例えば、72の県で、最も人口の多い県議会議員選挙区の人口が、県内の県議会議員選挙区の平均人口の2倍以上に達していた⁽²¹⁾。

表 1 各選挙のパリテ規制

主要な選挙	選挙方式	パリテ規制	パリテ法以前の 女性議員の割合	直近の選挙後の 女性議員の割合
パリテ規制なし				
コミューン (1,000 人未満)	非拘束名簿式	なし	21%	34.9%(2014年)
部分的又は緩やかなパリテ規制				
上院	選挙区定数 3 以上 拘束名簿式	名簿登載順を 男女交互に	5.3% 22.1% (2011 年)	22 19/ (2011 年)
	選挙区定数 2 以下 多数代表制	なし		22.1% (2011 +)
下院	小選挙区制	政党助成金の 減額制度	10.9%	26.9%(2012 年)
県(改正前)	小選挙区制	補欠を異性に	9.2%	13.9%(2011年)
厳格なパリテ規制				
コミューン (1,000 人以上)	拘束名簿式	名簿登載順を 男女交互に	21.7%	48.2%(2014年)
州	拘束名簿式	名簿登載順を 男女交互に	27.5%	48%(2010年)
欧州議会	拘束名簿式	名簿登載順を 男女交互に	40.2%	44.4%(2009 年)

(出典) Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes, *Guide de la parité*, 14 février 2014, p.15. 〈http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/hcefh_guide_de_la_parite_version_longue__10_02_2014-2.pdf〉; コミューンについてのみ、Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes, *Elections municipales et communautaires : plus de femmes élues dans les conseils mais peu de femmes attendues à leur tête*, 1er avril 2014. 〈http://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/hcefh/actualites-128/article/elections-municipales-et-797〉を基に筆者作成。

⁽¹⁸⁾ Guy Cabanel, *Sénat session ordinaire de 1999-2000 Rapport*, n° 231, 23 février 2000, p.91. (http://www.senat.fr/rap/l99-231/l99-2311.pdf)

⁽¹⁹⁾ 法律第 2007-128 号(Loi n° 2007-128 du 31 janvier 2007 tendant à promouvoir l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives)第 4 条による。

^{20) 「}革命歴 9 年プリュヴィオーズ 8 日 (1801 年 1 月 28 日) の法律」(Loi du 8 Pluviôse an IX) により決定した。

⁽²¹⁾ Projet de loi relatif au calendrier électoral, à l'élection des conseillers départementaux au scrutin binominal majoritaire et portant diverses dispositions de droit électoral Étude d'impact, op.cit. (14), pp.6-7.

Ⅱ パリテ2人組投票

以上のような課題に対し、県議会議員選挙区を廃止して県を1つの選挙区とし、パリテの促進に実績のある拘束名簿式を採用するという選択肢もあった。しかし、今回の改正は、県議会議員選挙区の利点に注目し、これを生かす方針を選択した。その利点とは、県議会議員選挙区を基盤とすることで、議員と選挙人の関係が密接となり、地域に根ざした政治が実現されるというものである²²²。そこで、県議会議員選挙区とパリテを両立させるために創設されたまったく新しい制度が、パリテ2人組投票である。新たな県議会議員選挙は、2015年3月に実施される予定である(法律第2013-403号第47条)。以下、その概要を紹介する。

1 パリテ2人組投票の概要

(1) 立候補及び選挙方式

パリテ 2 人組投票は、候補者が男女 2 人組で立候補する制度である(選挙法典 L. 第 191 条)。各県議会議員選挙区からは、1 組が選出される。この 2 人組は、必ずしも同じ政党や会派に属している必要はない。むしろ、立候補に際して、異なる会派や政治団体が、単なる選挙戦略に留まらず、地域政策の実現に向けて連携するようになることが期待されている²³。なお、当選後は、各議員が独立して職務を行う。

立候補の届出書には、両候補者のほかに、当 該候補者の補欠も記載する。従来、補欠は、パ リテ確保のために、候補者と異なる性別の者と されていたが、今回の改正で、候補者と同性の者となった(選挙法典 L. 第 210-1 条)。投票用紙には、各組の両候補者とそれぞれの補欠の氏名が記載される(選挙法典 R. 第 110 条²⁴)。

任期は、従来どおり、6年である。ただし、 従来は、3年ごとに議員の半数を改選していた が、改正後は、6年ごとの一斉改選となった(選 挙法典 L. 第192条)。被選挙権が認められる年 齢は、従来どおり満18歳以上である(選挙法 典 L. 第194条)。なお、選挙権年齢も18歳である。

投票は、従来どおりの2回投票制で行われ、 当選基準となる得票率にも変更はない。

なお、選挙資金については、従来どおり、他の選挙と共通の規定である選挙法典 L. 第52-3-1条から L. 第52-18条が適用される。ただし、県議会議員選挙については、2人組の候補者が共同で選挙資金に関する権利を行使し、義務を負うことが明確にされた。また、一般に、選挙の候補者は、選挙資金を管理する会計代理人を1人指名する必要があるが、県議会議員選挙については、2人組の候補者共通で1人を指名する。同様に、選挙資金の口座も2人で1つとする(選挙法典 L. 第52-3-1条)。

(2) 県議会議員選挙区の削減

各選挙区から2人が選出されるとなると、議員定数が倍増してしまうため、県議会議員選挙区は半数に削減されることとなった(選挙法典L. 第191-1条)。区割りは、人口を基礎とし、飛び地ができないように行う。また、人口3,500人未満のコミューンは、その全体が1つの県議

⁽²²⁾ Delebarre, op.cit. (3), p.12.

⁽²³⁾ *ibid.*, p.35.

²⁴ 同条は、法律第 2013-403 号の施行規則である「県議会議員、コミューン議会議員及び広域連合議員の選挙 並びに選挙日程の変更に関する 2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-403 号の施行に関する 2013 年 10 月 18 日のデクレ第 2013-938 号」により改正されたものである。条文番号の R は、デクレで定められた命令事項であることを意味する。Décret n° 2013-938 du 18 octobre 2013 portant application de la loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral.

会議員選挙区に含まれなければならない(地方 公共団体一般法典 L. 第 3113-2 条)。具体的な 区割りは、2014年2月にデクレ⁽²⁵⁾(政令)で決 定した。これにより、県議会議員選挙区の数は、 従来の 3,971 から 2,054 に削減された。

改正前後の県議会議員選挙制度の比較は、表 2のとおりである。

2 一部違憲判決

新制度に対しては、法案審議の段階から、県議会にもたらす影響が不透明であり、場合によっては、県議会が停滞するのではないかという懸念が示されていた²⁶⁰。

2013年4月17日に議会で法案が採択されると、翌18日に、法案に反対する議員は、この制度が選挙人の選択の自由を制限し、憲法第3条に規定する平等な選挙を妨げるとして、違憲審査機関である憲法院に違憲審査を請求した。これに対し、憲法院は、5月16日の判決²⁵⁷において、憲法のパリテ条項により、立法者にはパ

リテを実現するための措置を法律により講じることが認められており、選挙人に一定の制限を課す規定を置くことも立法者の裁量の範囲内であるとした。その上で、パリテ2人組投票は、平等な選挙等の憲法の規定に何ら違反しないとして、反対派の主張を斥けた。

ただし、一部の規定は、違憲とされた。そこで、 違憲箇所を削り、法律は、5月17日に成立し、 5月18日に公布された。違憲とされた規定の うち県議会議員選挙に関するものは、法律第 2013-403号第15条により改正された選挙法典 L. 第221条旧第3項及び同法第15条により改 正された地方公共団体一般法典L. 第3113-2条 IVである。L. 第221条旧第3項は、補欠に関 する規定であったが、県議会に空席が生じた場 合の規定に不備があり、議会の運営に支障をき たすとして違憲とされた。L. 第3113-2条 IV は、 県議会議員選挙区の画定の基準に一定の例外を 設けるものであったが、恣意的な区割りとなる おそれがあるとして違憲とされた。

表 2 改正前後の県議会議員選挙制度

	改正前	改正後	
選挙方式	多数代表単記 2 回投票制	パリテ2人組多数代表2回投票制	
	各選挙区から1人を選出	各選挙区から男女1組(2名)を選出	
改選	3年ごとに半数改選	6年ごとに一斉改選	
選挙区数	3,971	2,054	
被選挙権年齢	満 18 歳以上	改正前と同様	
第1回投票での	有効投票数の過半数かつ	改工並と同様	
当選要件	登録選挙人数の4分の1以上	改正前と同様	
第2回投票での	相対多数	改正前と同様	
当選要件	竹沙 多奴		

(出典) 筆者作成。

²⁵⁾ 県ごとにデクレが制定された。例えば、「アン県の県議会議員選挙区の区割りに関する 2014 年 2 月 13 日のデクレ第 2014-147 号」(Décret n° 2014-147 du 13 février 2014 portant délimitation des cantons dans le département de l'Ain)など。

⁽²⁶⁾ Delebarre, op.cit. (3), pp.34-35.

⁽²⁷⁾ Cons. const. déc. n° 2013-667 DC du 16 mai 2013. (http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-137015.pdf)

おわりに

2014年4月8日に、下院において、マニュエル・ヴァルス(Manuel Valls)首相は、政府の一般政策を表明し、この中で、地方公共団体に関するより抜本的な改革の計画があることを発表した⁽²⁸⁾。その柱は4つあり、2017年に州の数を半減させること、コミューン間協力公施設法人⁽²⁹⁾の改革、地方公共団体の権限の明確化に加えて、2021年に県議会を廃止することである。5月14日のプレス・カンファレンスにおいて、フランソワ・オランド(François Hollande)大統領もこの方針を再確認した⁽³⁰⁾。その詳細は不明だが、県議会の廃止は、地方行政制度の簡素化が目的であるとしている。また、この計画のために、2015年に予定されている州議会議員選挙

と県議会議員選挙が 2016 年に延期される可能 性もある⁽³¹⁾。

このような動向が、県議会議員選挙制度にどのような影響をもたらすかは、未知数である。 県議会が廃止されるとすれば、地方行政制度の 歴史において最も大きな改革となるであろう。 ただし、県議会の廃止には、憲法改正が必要に なるとみられており、その先行きは不透明であ る。また、2017年には大統領選挙が控えており、 改革の実現には政権の維持も必要となる。

今回の県議会議員選挙制度改正は、地方行政制度改革の第一歩に過ぎなかった。新たに発表されたより大きな改革が、今後どのように進められていくかを注視する必要がある。

(はっとり ゆうき)

²⁸⁾ Direction de l'information légale et administrative, *Assemblée nationale, Journal officiel de la République française XIVe législature, Session ordinaire de 2013-2014 186e séance, Séance du mardi 8 avril 2014, Compte rendu intégral*, Mercredi 9 avril 2014, pp.2461-2462. (http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/cri/2013-2014/20140186.pdf)

⁽²⁹⁾ 前掲注(5)参照。

⁽³⁰⁾ Portail du Gouvernement, *Réforme territoriale: pour des régions plus fortes aux compétences affirmées*, 2014.6.16. (http://www.gouvernement.fr/premier-ministre/reforme-territoriale-pour-des-regions-plus-fortes-aux-competences-affirmees)

⁽³¹⁾ Patrick Roger, "Réforme territoriale: le président de la République veut imposer son rythme," Le Monde, 2014.5.13, p.11.

選挙法典 (抄)

Code électoral

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 服部 有希訳

【目次】

選挙法典

法律の部

第1編 国民議会議員、県議会議員、コミューン 議会議員及び広域連合議員の選挙

第3章 県議会議員選挙に関する各則

第1節 県議会の組織及び議員の任期

第2節 投票方法

第3節 被選挙権を有する者及び有しない者 の要件

第4節 兼職の禁止

第4節の2 立候補の届出

第5節 選挙宣伝

第6節 投票の準備

第8節 県議会議員の補欠

第9節 訴訟

第10節 適用条件

法律の部

第1編 国民議会議員、<u>県議会議員(1)</u>、コミューン議会議員及び広域連合議員の選挙

第3章 県議会議員選挙に関する各則

第1節 県議会の組織及び議員の任期

∟ 第 191 条

県の各県議会議員選挙区の選挙人は、選挙の際に印刷される全ての投票用紙にアルファベット順で氏名が並ぶ2人組の候補者として立候補する性別が異なる2人の議員を県議会に選出する。

L. 第 191-1 条

県議会議員選挙区の数は、各県について、 2013年1月1日において存在する県議会議員 選挙区の数の2分の1と同数とし、この数が奇 数の整数でない場合には、小数点第1位を切り 上げ奇数とする⁽²⁾。

人口が 500,000 人を超える各県において、県 議会議員選挙区の数は、17 未満とすることが できない。人口が 150,000 人以上 500,000 人以 下の各県において、県議会議員選挙区の数は、 13 未満とすることができない。

L. 第 192 条

<u>県議会議員は、6年の任期で選出し、再選</u> することができる。

<u>県議会は、全体を改選する。</u> <u>県議会議員選挙は、3月に行う。</u>

⁽¹⁾ 以下、下線は、組織法律第 2013-402 号又は法律第 2013-403 号により改正された箇所を表す。これまで、県議会は "conseil général"、県議会議員は "conseiller général" と呼ばれていたが、これらの語に「県」という意味が含まれていないため、改正により、「県の」を意味する "départemental" を用いて、県議会を "conseil départemental" に、県議会議員を "conseiller départemental" に改めた。なお、当該改正は、この箇所に限らず、あらゆる法典及び法律において、県議会及び県議会議員の名称を変更するものである(組織法律第 2013-402 号第 3 条及び法律第 2013-403 号第 1 条)。

⁽²⁾ 例えば、元が39であれば、半数の19.5を奇数に切り上げて21となる。また、元が40であれば、半数の20を奇数に切り上げて21となる。

選挙人団は、いずれの県も同日に招集される。

第2節 投票方法

L. 第 193 条

第1回投票においては、いずれの2人組の 候補者も、その得票数が次に掲げる数の両方 を超えない限り、県議会議員に選出されない。

- 1°有効投票数の過半数
- 2° 登録選挙人の数の4分の1の票数

第2回投票においては、投票者の数にかかわらず、相対多数により選出する。2以上の2人組の候補者が同数の票を得た場合には、最も年齢が高い候補者を含む2人組の候補者が選出される。

第3節 被選挙権を有する者及び有しない者 の要件

L. 第 194 条

何人も、満 18 歳に満たない場合には、<u>県</u> 議会議員に選出することができない。

県議会の被選挙権を有する者は、当該県に 住所を有する国民であって、選挙人名簿に記 載されているもの又は選挙の前日までに選挙 人名簿に記載される予定のもの及び当該県に 住所を有しない国民であって、選挙が行われる年の1月1日に、当該県において、いずれかの直接税の納税者名簿に記載されているもの若しくは選挙が行われる年の1月1日以降に、当該県にある不動産を相続したものとする⁽³⁾。

L. 第 194-1 条

拘禁施設総監督官⁽⁴⁾は、その任命以前から <u>県議会議員</u>の職に就いていない限り、当該監 督官在職中に、<u>県議会議員</u>の職の候補者とな ることができない。

LO. 第 194-2 条^⑸

権利擁護官⁽⁶⁾は、在職中に、県議会議員に 立候補することができない。

L. 第 195 条

次に掲げる者は、県議会議員に選出することができない。

1°県地方長官⁽⁷⁾がその職務を現に行い、又は3年以内に行っていた県においては、当該長官。副長官⁽⁸⁾、事務総長、県地方長官の官房長又は県地方長官の下で任務を行う副長官及び郡庁の筆頭事務官がその職務を現に行い、又は1年以内に行っていた県においては、これらの者。

- (3) L. 第194条には第3項があったが、法律第2013-403号第12条により削られた。削られた第3項は、「ただし、 県に住所を有しない県議会議員の数は、県議会の構成人数の4分の1を超えることができない。」
- (4) 拘禁施設総監督官(contrôleur général des lieux de privation de liberté)は、大統領により任命され、拘禁施設において非人道的取扱い等の人権侵害が行われていないかを監督する者である。拘禁施設総監督官については、次を参照。鈴木尊紘「フランスにおける拘禁施設虐待防止法制―警察留置場から精神病院までの人権保護―」『外国の立法』no.239, 2009.3, pp.4-18. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 1000122 po 023901.pdf?contentNo=1〉
- (5) 条文番号のLOは、組織法律を表す。この条は、訳出した第3章の規定のうち、唯一、組織法律第2013-402号により改正されたものである。
- (6) 権利擁護官(défenseur des droits)は、人権に関するオンブズマンで、国の機関、地方公共団体等の公役務の 任務を与えられた機関が、権利と自由を尊重しているかどうかを監視し、これらの機関から人権侵害等を受け た者の申立てを受けることができる。権利擁護官は、6年の任期で、大統領が任命する(憲法第71-2条)。
- (7) 県地方長官(préfet)は、県における国の出先機関の長である。
- (8) 副長官は、長官を補佐する者で、郡(arrondissement)の郡庁(sous-préfecture)の責任者である。なお、郡は、県の下位の行政区画であるが、地方公共団体の資格はない。

- 2° 控訴院⁽⁹⁾の裁判官又は検察官が [その職務を] ⁽¹⁰⁾現に行い、又は <u>1年</u>以内⁽¹¹⁾に行っていた裁判所の管轄区域においては、当該裁判官又は検察官。
- 3°行政裁判所の構成員⁽¹²⁾並びに州会計検査院⁽¹³⁾の司法官⁽¹⁴⁾及び事務総長が[その職務を]現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた管轄区域においては、これらの者。
- 4°大審裁判所⁽¹⁵⁾及び小審裁判所⁽¹⁶⁾の司法官が [その職務を] 現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた裁判所の管轄区域においては、 当該司法官。
- 5°陸軍、海軍及び空軍の士官が、地方の指揮権を付与され、その権限を<u>1年</u>以内に行使していた管轄区域に含まれる選挙区においては、当該士官。
- 6° 現役の警察隊の公務員がその職務を現に 行い、又は1年以内に行っていた県議会議 員選挙区においては、当該公務員。
- 7° 土木に関する技官長、副技官長及び技官

- がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に 行っていた県においては、これらの者。
- 8°鉱山の通常の役務に関する技官がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた県においては、当該技官。
- 9°大学区長が[その職務を]現に行い、又は1年以内に行っていた大学区に含まれる全ての県においては、当該大学区長^[17]。
- 10°大学区視学官及び初等教育視学官⁽¹⁸⁾がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた県においては、当該視学官。
- 11°職階にかかわらず正規職員の資格で行動する公務員及び会計官で、直接税又は間接税の課税標準の認定、収税及び徴収並びに各種の歳出の支払のために雇用されるものがその職務を現に行い、又は1年以内に行っていた県においては、これらの者。
- 12°郵便局及び電気通信事業者の県の責任者及び主任監査官⁽¹⁹⁾がその職務を現に行い、 又は1年以内に行っていた県においては、
- (9) 控訴院 (cour d'appel) は、民事及び刑事の第2審司法裁判所である(司法組織法典 (Code de l'organisation judiciaire) L. 第311-1条)。
- (10) 以下、[]内は、訳者補記。
- (11) 以下の各項において、「半年以内」と規定されていた箇所が「1年以内」に改正された。
- (12) 行政裁判所 (tribunal administratif) は、第 1 審行政裁判所であり (行政裁判所法典 (Code de justice administrative) L. 第 211-1 条)、裁判長と複数の裁判官で構成される (行政裁判所法典 L. 第 221-1 条)。
- (13) 州会計検査院(chambre régionale des comptes)は、地方公共団体の会計を検査しており、裁判機関でもある(財政裁判所法典(Code des juridictions financières)L. 第 211-1 条)。
- (14) 司法官 (magistrat) は、裁判官と検察官の総称である。
- (15) 大審裁判所(tribunal de grande instance) は、民事及び刑事の第1審司法裁判所である(司法組織法典 L. 第211-1条)。
- (16) 小審裁判所(tribunal d'instance)は、一定額以下の訴額の訴訟等の法定の事項を管轄する民事及び刑事の第1審司法裁判所である(司法組織法典 L. 第 221-1 条)。
- 17) 大学区長(recteur d'académie)は、教育行政上の行政区分である大学区(académie)の長であり、高等教育を所管する大臣を代理し、大学区内の高等教育と初中等教育との調整等を行う(教育法典(Code de l'éducation)L. 第 222-1 条及び L. 第 222-2 条)。1 つの大学区に複数の県が含まれる。
- (18) 大学区視学官 (inspecteurs d'académie) は、現在は、県国民教育機関大学区長代理官 (directeur académique des services départementaux de l'éducation nationale: DA-SEN) と称され、大学区長を補佐し、県における大学区長の代理人となる(教育法典 R. 第 222-24 条及び R. 第 222-24-1 条)。初等教育視学官 (inspecteurs de l'enseignement primaire)は、現在は、国民教育視学官 (inspecteurs de l'éducation nationale) と呼ばれ、DA-SEN の下で主に初等教育に関する任務を担当する (教育法典 R. 第 222-12 条及び R. 第 241-19 条)。
- (19) 郵便局及び電気通信事業者の職階についてはデクレ第 48-1108 号、デクレ第 91-58 条、デクレ第 2013-1069 号等 に規定されている。なお、ここでいう電気通信事業者は、旧フランステレコム(France Télécom)、現在のオランジュ (Orange) である。

これらの者。

- 13° たばこ製造局を監督する技官長、たばこ 製造局の監査官及びたばこ栽培・保管局長 がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に 行っていた県においては、これらの者。
- 14°農村工学・河川・森林に関する技官長、 主任技官、工作技官及びその他の公務員が その職務を現に行い、又は1年以内に行っ ていた県議会議員選挙区においては、これ らの者。
- 15°測量技官がその職務を現に行い、又は1 <u>年</u>以内に行っていた県議会議員選挙区にお いては、当該技官。
- 16° 社会衛生に関する県の局長及び監査官が その職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っ ていた県においては、これらの者。
- 17° 国の行政機関の州における長及び部局長がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた全ての県においては、これらの者。
- 18° <u>県議会</u>議長及び州議会議長の官房の職員並びに<u>県議会</u>及び州議会の事務総長、事務長、副事務長、部局長及び課長がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた選挙区においては、これらの者。
- 19° コルス=デュ=シュド県及びオート= コルス県においては、コルシカ議会議長の 官房の職員、コルシカ執行評議会議長²⁰の

官房の職員並びにコルシカ地方公共団体及びその公施設法人の事務総長、事務長、副事務長、部局長及び課長がその職務を現に行い、又は<u>1年</u>以内に行っていた場合には、これらの者。

この条第3項(2°)から第20項(19°)までに規定する期間は、選挙の日までに退職年金の受給資格を認められた候補者に適用することができない。

県議会議長又は公職の資金の透明性に関する 1988年3月11日の法律第88-227号⁽²¹⁾第2条第2項に規定する<u>県議会議員</u>(²²⁾であって、同条に規定する届出書を提出しなかったものは、1年間、被選挙権を有しない。

L. 第 196 条

獣医監査官長²³、主任獣医監査官及び獣医に関する公的機関の部局長の職務にある獣医 監査官は、その職務を行う県においては、そ の職務の終了から1年が経過した後でなけれ ば、選出することができない。

農業に関する公的機関の部局又は植物保護に関する監査機関に配属される農業に関する 公的機関の技官長及び技官は、その職務を行う県においては、その職務の終了から1年が 経過した後でなければ、立候補することができない。

²⁰ コルシカは 1991 年に行われた改革により、議会の議決機能と執行機能が明確に分離され、議決機関としてのコルシカ議会及びその議長、執行機関としてのコルシカ執行評議会 (conseil exécutif) 及びその議長が置かれている。山崎榮一「フランスの地方自治体の基本構造に関する覚え書き (中)」『地方自治』 789 号, 2013.8, pp.85-86.

⁽²¹⁾ Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique.

²²⁾ 県議会議長の署名委任(délégation de signature)を受けた県議会議員。署名委任とは、行政組織内部において、上位の機関が下位の機関に署名を委任することである。行政行為の真の主体は、委任機関であり、委任機関はいつでも委任を撤回し、自ら署名することができる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.150.

② 獣医学監査官(vétérinaire inspecteur)は、動物衛生、食品供給、自然環境保護、農産業等に関する政策の策定等に協力する国家公務員である。Conseil Supérieur de l'Ordre des Vétérinaire, Vétérinaire inspecteur de la santé publique vétérinaire. 〈http://www.veterinaire.fr/document/menu_bas_grand_public/metiers_de_veterinaires/veterinaire_inspecteur_de la sante publique veterinaire.htm〉

L. 第 197 条

L. 第 118-3 条、L. 第 118-4 条、LO. 第 136-1 条又は LO. 第 136-3 条²⁴の規定の適用により、 被選挙権を有しないと宣告された者は、立候 補することができない。

L. 第 199 条⁽²⁵⁾

L. 第6条²⁶に規定する者²⁷⁷であって、被選挙権の喪失について定める法律の規定に基づく裁判所の決定により被選挙権を喪失したものは、被選挙権を有しない。

L. 第 200 条

後見又は保佐²⁸⁸を受ける成人は、選出することができない。

L. 第 204 条^⑵

1871年8月10日の法律(30)第34条及び第91

条³³に規定する条件に従って有罪判決を受け、 <u>県議会</u>から除名された<u>県議会議員</u>は、有罪判決 から3年間、県議会の被選挙権を有しない。

地方公共団体一般法典 L. 第 3121-4 条の規定 の適用により、強制的辞職⁶²の宣告を受けた<u>県</u> 議会議員は、1 年間、<u>県議会</u>の被選挙権を有し ない。

L. 第 205 条

選挙の後に生じた事由により、L. 第 195 条、L. 第 196 条、L. 第 199 条及びL. 第 200 条に規定する被選挙権の喪失の要件のいずれかに該当する県議会議員又は選挙人の資格を喪失する無能力⁶³³のいずれかにあたるとみなされた県議会議員は全て、L. 第 222 条及びL. 第 223 条の規定に従って、[強制的辞職の決定の]通知から 10 日以内に行政裁判所に訴訟を提起しない場合及びコンセイユ・デタ⁶³⁴に上訴⁶³⁵

- 24 L. 第118-3条及びLO. 第136-1条は、選挙運動費用が上限額を超えた者、選挙運動費用収支報告書を提出しなかった者又は故意若しくは重大な過失により同報告書が受理されなかった者は、被選挙権を失うとする規定。 L. 第118-4条及びLO. 第136-3条は、投票の真正性を損なう目的又は効果を有する欺罔行為を行った者は、被選挙権を失うとする規定。
- 25 L. 第198条は、すでに選挙法典から削られている。
- 26 法律第2013-403号第8条により、「L. 第6条及び第7条」が「L. 第6条」に改正された。
- (27) 裁判所の判決により、選挙権を喪失した者。
- 28) 後見(tutelle)は、ある者が本人の利益を保護する能力に欠ける場合に、その人格及び財産を保全するための 保護制度、保佐(curatelle)は、重要な民事的行為を行う際に、浪費、不節制又は知的若しくは肉体的能力の変 調等を理由として監督を受けることが必要な者に対して実施される保護制度。山口 前掲注(22), pp.138, 607.
- (29) L. 第 201 条から L. 第 203 条までは、すでに選挙法典から削られている。なお、L. 第 203 条は、法律第 2013-403 号第 9 条により削られた。L. 第 203 条は、第 2 次大戦中の闇市に関する罪に問われた者についての規定であり、すでにその意義が失われていた。
- (30) Loi du 10 août 1871 relative aux conseils généraux.
- (31) 1871 年 8 月 10 日の法律はすでに削除されているため、L. 第 204 条第 1 項は死文化している。
- 32) 地方公共団体一般法典 L. 第 3121-4 条は、県議会議員が職務遂行を拒否した場合に、行政裁判所が強制的辞職 (démissionnaire d'office 又は démission d'office) を宣告できると規定している。強制的辞職は、議員や公務員等に職務違反があった場合に、裁判所等の決定により、強制的に権限をはく奪する手続である。山口 前掲注(22, p.156.
- (33) 無能力(incapacité)は、権利能力又は行為能力の欠如を意味する。成年後見制度である後見を受ける成人(選挙法典 L. 第5条)や選挙権の喪失を伴う刑を科された者(選挙法典 L. 第6条)などは、無能力とみなされ、選挙人の資格を喪失する。L. 第194条により、選挙人の資格がない者は、被選挙権を有しない。
- 34 コンセイユ・デタ(Conseil d'État)は、行政最高裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。
- (35) 行政裁判所の判決に不服がある場合には、判決の通知から1か月以内に、コンセイユ・デタに上訴することができる(選挙法典 R. 第123条)。

しない場合には、県における国の代表者⁵⁶⁶により強制的辞職を宣告される。<u>県議会議員</u>が、刑事の確定判決を宣告され、それにより市民権及び選挙権を失ったために、強制的辞職を宣告された場合には、県における国の代表者の当該[強制的辞職の]通知行為に対する訴訟の提起は、[強制的辞職の]停止効果を有しない。

第1項の規定は、選挙の前に被選挙権がな く、立候補の登録の後に、当該事実が県にお ける国の代表者の知るところとなった場合に も適用するものとする。

第4節 兼職の禁止

L. 第 206 条

フランス全土において、<u>県議会議員</u>の職は、 L. 第 46 条⁵⁷並びに L. 第 195 条 1°及び 6°に掲 げる職務と兼職することができない。

L. 第 207 条

県議会議員の職は、その県において、県の 建築技官、国家土木技官⁽³⁸⁾、地域の道路管理 に関する区画を所管する国家土木部門の主任 技官長又は主任技官、県庁又は郡庁の事務所 の職員及び県の財政から給与又は補助金を支 給される全ての職員の職務と兼職することが できない。 前項と同様の兼職の禁止は、医療公務員⁽³⁾ 身分規程に関する 1986 年 1 月 9 日の法律第 86-33 号⁽⁴⁾ 第 2 条 1°、2°及び3°に規定する県又は県際の施設⁽⁴⁾の法的な代表者については、その配属先の施設が所属する 1 又は 2 以上の県において、及び県の役務の請負人について、適用される。

自身の県議会議員選挙区又はこれに隣接する県議会議員選挙区において、児童及び孤児の保護に関する役務、伝染病に関する役務、 予防接種に関する役務並びにこれに類するその他全ての慈善的な役務を担当する医師は、 給与を受ける者とはみなされず、前項の事例に該当しない。

前項に規定する特例は、同様の条件に従って家畜伝染病に関する役務を担当する獣医に適用する。

L. 第 208 条

何人も2以上の県議会議員の職に就くこと ができない。

L. 第 210-1 条第 6 項の規定に反し、同一の 県議会議員総選挙で 2 以上の県議会議員選挙 区において立候補し、かつ、当選した者は全 て、当然に、いずれの県議会議員の職も失う。

L. 第 210 条⁽⁴²⁾

選挙の後に生じた事由により、L. 第206条、

³⁶⁾ 県における国の代表者(représentant de l'Etat dans le département)は、県地方長官(前掲注(7)参照)のことである。

⁽³⁷⁾ 現役の軍人及びそれに準ずる者は、下院議員、県議会議員、コミューン議会議員等になることができないと する規定。

³⁸⁾ 国家土木技官 (ingénieur des travaux publics de l'Etat) は、地域整備、運輸、都市計画、住居、環境等にかかわる国の政策に携わる者である。Emploi Public, Ingénieur des travaux publics de l'Etat. 〈http://infos.emploipublic.fr/metiers/liste-des-metiers/amenagement-cadre-de-vie-services-techniques/ingenieur-des-travaux-publics-de-letat/apm-2665/〉

³⁹⁾ 医療公務員(fonction publique hospitalière: FPH)は、国家公務員、地方公務員と並ぶフランスの公務員の一種。 医療・福祉関係の公共施設に勤務する。ただし、医師、薬剤師、歯科医師等は、含まれない。

⁽⁴⁰⁾ Loi n° 86-33 du 9 janvier 1986 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique hospitalière.

^{(41) 1}つの県を越えて業務を行う施設(établissement interdépartemental)をいい、公共医療施設(établissement public de santé)、公共の福祉施設(hospice public)及び公共の老人ホーム(maison de retraite publique)を指す。

⁽⁴²⁾ L. 第 209 条は、すでに選挙法典から削られている。

L. 第 207 条及び L. 第 208 条 に規定する被選挙権の喪失の要件のいずれかに該当する 県議会議員は、L. 第 222 条及び L. 第 223 条の規定に従って、[強制的辞職の決定の] 通知から 10 日以内に行政裁判所に訴訟を提起しない場合及びコンセイユ・デタに上訴しない場合及びコンセイユ・デタに上訴しない場合をは、県における国の代表者により強制的辞職を宣告される。

第4節の2 立候補の届出

L. 第 210-1 条

県議会議員選挙に 2 人組で立候補する候補者は、各回の投票の前に、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁶³⁾で定める条件に従って、立候補の届出書⁽⁴⁴⁾に共同で署名する。両候補者が署名する当該届出書には、各候補者の氏名、性別、出生日、出生場所、住所及び職業を記載する。当該届出書は、各候補者について、L. 第 221 条に規定する場合において当該候補者に代わり県議会議員になる予定の者を記載する。L. 第155条⁽⁶⁵⁾及びL. 第163条⁽⁶⁶⁾は、当該補欠の指名についても適用することができる。

候補者及びその補欠は、同性とする。

この条第1項に規定する届出書に、2人組で立候補する候補者及び各候補者の補欠が L. 第194条に規定する被選挙権の要件を満たしていることを証明する書類を付す。

第1回投票について、この条第1項に規定

する届出書に、2 人組が L. 第 52-3-1 条、L. 第 52-5 条及び L. 第 52-6 条の規定の適用により 会計代理人の届出をしたことを証明する書類、 当該候補者が当該届出をしていない場合に あっては L. 第 52-5 条第 1 項及び L. 第 52-6 条第 1 項に規定する書類を付す。

立候補の届出書がこの条の第1項及び第2 項の規定に適合しない場合若しくは第3項及 び第4項に規定する書類が付されていない場 合又は当該届出書に記載された候補者若しく は補欠が被選挙権を有しない場合には、当該 届出書は受理されない。

何人も2以上の県議会議員選挙区において 立候補することができない。

候補者の1人が、第6項の規定に反し、2 以上の県議会議員選挙区において立候補する 場合には、当該候補者が所属する2人組の候 補者の立候補は受理されない。

2人組の候補者「の立候補」を却下すると きは、理由を付す。[立候補を] 却下された 2人組の各候補者は、24時間以内に、行政裁 判所に訴訟を提起することができる。当該行 政裁判所は、3日以内に判決を下す。

<u>当該期間内に行政裁判所が判決を下さなかった場合には、2人組の候補者の立候補は</u> 受理される。

いかなる2人組も、第1回投票に立候補し なかった場合及び得票数が登録選挙人数の 12.5%以上に達しなかった場合には、第2回 投票に立候補することができない。

⁴³⁾ 当該デクレは、2013 年 10 月 18 日に制定された。Décret n° 2013-938 du 18 octobre 2013 portant application de la loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral.

⁽⁴⁴⁾ 届出書は、県庁に提出する(選挙法典 R. 第 109-1 条)。

⁽⁴⁵⁾ L. 第 155 条によれば、立候補の届出には、補欠となる者の書面による同意及びこの者に被選挙権があることを証明する書類を付す必要がある。さらに、補欠は、同時に 2 人以上の候補者の補欠となることはできない。また、立候補者は、他の候補者の補欠となることができない。

⁽⁴⁶⁾ L. 第163 条によれば、立候補の届出期間後に、候補者が死亡した場合には、その補欠が死亡した者に代わり候補者となり、新たに補欠を指名する。また、当該期間後に、補欠が死亡した場合には、候補者は、新たに補欠を指名する。

1組の2人組の候補者のみが前項に規定する要件を満たす場合には、第1回投票において当該2人組の次に得票数の多い2人組が第2回投票に残ることができる。

<u>どの2人組の候補者も第10項に規定する</u> 要件を満たさない場合には、第1回投票において得票数の最も多い2組の2人組が第2回 投票に残ることができる。

第5節 選挙宣伝

L. 第 211 条

施行中の各規定で定める条件に従わずに、 回状、ポスター及び投票用紙を選挙宣伝のために印刷し、及び使用することは、その態様 にかかわらず、禁止する。

L. 第 212 条

各選挙区において、選挙宣伝の手段の利用の要件を満たす2人組の候補者の代表者を必ず含む委員会⁴⁶⁷であって、その組織及び運営をL. 第217条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで定めるものは、選挙運動に関する文書類の送付及び配布の責任を負う。

L. 第 215 条⁽⁴⁸⁾

次に掲げる者は、3,750 ユーロの罰金及び 1年の拘禁刑又はそのいずれかに処す。

1°L. 第 211 条の規定に違反した者

2°選挙宣伝委員会⁽⁴⁹⁾が送付するもの以外の 文書を選挙人に郵送するために、郵便料金

の免除を利用した者

L. 第 216 条

国は、L. 第 213 条に規定する義務⁵⁰を履行し、かつ、2 回の投票のいずれかにおいて有効投票数の 5%以上を得た 2 人組の候補者について、L. 第 212 条の規定により設置する委員会が行う事務により生じる支出、当該委員会の運営により生じる支出及び紙の費用、投票用紙、回状及びポスターの印刷費並びにポスターの掲示に関する費用を負担する。

L. 第 217 条

この節の規定の適用の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第6節 投票の準備

L. 第 218 条

選挙人団は、デクレで招集する。

L. 第 219 条

前項の規定にかかわらず、補欠選挙については、選挙人団は、施行中の法令で定める条件に従って、県地方長官のアレテ^[51]により招集する。

L. 第 220 条

招集の日と選挙の日の間には、満 15 日間 の間隔を置かなければならない。

⁽⁴⁷⁾ 選挙宣伝のための文書類の送付を担当する選挙宣伝委員会 (commission de propagande) を指す (選挙法典 L. 第 166条)。選挙宣伝委員会には、候補者、その補欠又はその代理人が代表者として参加する (選挙法典 R. 第 32条)。

⁽⁴⁸⁾ L. 第 213 条及び L. 第 214 条は、すでに選挙法典から削られている。

⁽⁴⁹⁾ 前掲注(47)参照。

⁵⁰⁾ L. 第 213 条は、すでに選挙法典から削られているため、L. 第 216 条の「L. 第 213 条に規定する義務を履行し、」という規定は、死文化している。

⁽⁵¹⁾ アレテ (arrêté) とは、大臣又は行政機関による執行力を有する行為又は決定である。

第8節⁵² 県議会議員の補欠

L. 第 221 条

L. 第118-3 条の規定の適用により強制的辞職が宣告された場合又は1組の2人組の候補者の選挙が無効となった場合には、当該宣告[の日]又は当該無効[が決定した日]から3か月以内に補欠選挙を行う。

第1項に規定する事由以外の全ての事由により欠員となった県議会議員は、当該議員と同時にその補欠として選出された者に交代する。

県議会議員総選挙前の6か月間は、いかな る補欠選挙も行わない⁵³。

第9節 訴訟

L. 第 222 条

県議会議員選挙区の選挙人、候補者、県議会議員及び県地方長官は、選挙の無効について、行政裁判所に訴訟を提起することができる。 県地方長官による当該訴訟の提起は、法律に定める諸条件及び諸手続に関する違反のみを根拠として行うことができる。

L. 第 223 条

当選した2人の県議会議員は、[当該議員

の当選の無効について]提起された訴訟の判決が確定するまで、その職に留まる。^[54]

L. 第 223-1 条

行政裁判所は、選挙人名簿の作成に関する 詐欺又は投票の実施に関する不正により当選 が無効となった場合には、[コンセイユ・デ タへの]上訴の有無にかかわらず、当選が無 効となった<u>県議会議員選挙区の両議員の職</u>の 停止を決定することができる。

前項に規定する場合には、コンセイユ・デタは、上訴の受理から3か月以内に判決を下すものとする。当該期間内に確定判決が下されなかった場合には、当該停止は、終了するものとする。

前2項に規定する場合を除き、コンセイユ・ デタは、上訴の受理から6か月以内に判決を 下すものとする。

第10節 適用条件

L. 第 224 条

第5節を除き、この章の規定の適用の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

(はっとり ゆうき)

⁵² 法律の部第1編第3章第7節は、すでに選挙法典から削られている。

⁵³⁾ 議会で採択された法案では、第3項の前にもう1つ項があったが、憲法院の違憲判決(Décision n° 2013-667 DC du 16 mai 2013)を受け、公布前に削られた(解説第Ⅱ章第2節参照)。削られた規定は、次のとおりである。「第2項がすでに適用されたことにより、県議会議員の交代がこれ以上できない場合には、その議席は空席のままとする。ただし、同一の県議会議員選挙区の2の議席が空席となった場合には、2番目の空席が生じた日から3か月以内に、補欠選挙を行う。」

⁵⁴⁾ 法律第 2013-403 号第 16 条により、L. 第 223 条第 1 項から、次の 2 文が削られた。「ただし、以前の選挙事務 に対して行われた先行する上訴において、行政裁判所の確定判決又は上訴の際にコンセイユ・デタにより支持 された行政裁判所の判決に基づき、同一の被選挙権の喪失の事由により、当該議員の当選がすでに無効とされ ていた場合には、行政裁判所の判決に対するコンセイユ・デタへの上訴は、執行停止の効果を有しない。この 訴訟の場合には、行政裁判所は、上訴が執行停止の効果を有しない旨を明らかにしなければならない。」